

議案第23号

訴訟上の和解について

上記の議案を提出する。

平成29年2月15日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

訴訟上の和解について

下記により訴訟事件について和解する。

記

1 事件名

東京地方裁判所平成26年（行ウ）第[]号懲戒処分取消等請求
事件

2 当事者

原告 []

被告 板橋区

3 和解の内容

- (1) 原告及び被告は、板橋区長が原告に対して平成26年3月28日付けで行った免職の懲戒処分を、平成29年 月 日付けで取り消す処分を行ったことを相互に確認する。
- (2) 原告及び被告は、原告が平成28年3月31日限り被告を定年退職したことを相互に確認する。
- (3) 被告は、原告に対し、定年退職に伴う退職金1,966万4,825円及び本件解決金352万2,914円の支払義務があることを認める。
- (4) 被告は、原告に対し、前項の金員から所定の公租公課を控除した残金を平成29年 月 日限り、原告代理人指定の口座に振り込んで支払う。ただし、振込み手数料は被告の負担とする。
- (5) 被告は、原告に対し、原告が被告のホタル生態環境館において、

長年にわたりホテルの飼育に従事してきたこと、平成25年まで開催されたホテル夜間特別公開に尽力したこと、ホテルの累代飼育に係る特許の取得に尽力したことを認める。

- (6) 原告は、被告に対し、被告作成に係る平成26年3月28日付け「処分説明書」に記載された事務処理に、被告職員の懲戒処分に関する指針に該当する行為があったことを認める。
- (7) 原告は、被告に対する本件訴えのうち懲戒免職処分の取消しに係る訴えを取り下げ、被告はこの取下げに同意する。
- (8) 原告は、その余の訴えに係る請求を放棄する。
- (9) 原告及び被告は、原告と被告の間には、本件及び原告が被告に在職している間に生じた給与債権に関し、本和解条項に定めるほかは、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (10) 訴訟費用は各自の負担とする。

4 事件の概要

元区職員であった原告は、板橋区長が原告に対して平成26年3月28日付けで行った懲戒免職処分は、処分理由に事実誤認があり、社会通念上妥当性を欠き、裁量権を逸脱・濫用したもので手続にも瑕疵がある違法な処分であり、これにより精神的苦痛を被ったなどとして、処分の取消し及び慰謝料等の支払を求めて訴えを提起した。

(提案理由)

裁判所の勧告に基づき和解する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき提出するものである。